

半田市道路占用料の減免に関する規則等の一部改正について

半田市道路占用料の減免に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

半田市長 久世 孝 宏

半田市規則第八号

半田市道路占用料の減免に関する規則等の一部を改正する規則

(半田市道路占用料の減免に関する規則の一部改正)

第一条 半田市道路占用料の減免に関する規則(昭和六十年半田市規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表(第二条関係) 第十一号に掲げるものの項中「用排水路及び有線電話柱」を「有線電話柱、架空の電線又は用排水管等」に、「百分の八十」を「百分の百」に改め、「第一種電気通信事業者が設けるPS(パーソナルハンディホンシステム)に係わる」を削り、同項に次のように加える。

駐車場	駐車場法第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場	百分の七十五
	その他の駐車場	百分の五十
自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具		百分の五十
無料で不特定多数に開放している公園、広場、運動場、駐車場及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具		百分の百
花壇、掲示板、電光時計等で営利目的がなく、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件		百分の百
道路管理者の設ける標識若しくは街灯又は公安委員会の設ける標識若しくは信号機を無償で添加している電柱又は電話柱		百分の百
道路の上空に設置されている電線類を撤去し地中に設ける管類及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器		百分の八十九
電線類が上空に設置されていない道路において地中に設ける管路及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器		百分の八十九

電線共同溝、キャブ等に收容される電線類	百分の二十
電線共同溝、キャブ等と一体不可分な変圧器等の地上機器	百分の八十九
地域振興等のために設けられる街頭における一時的な装飾	百分の百

（半田市水路等の使用料の減免に関する規則の一部改正）

第二条 半田市水路等の使用料の減免に関する規則（昭和六十年半田市規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表中

公共的団体が設ける電話柱又は用排水管	百分の二十
--------------------	-------

を

公共的団体が設ける有線電話柱、架空の電線又は用排水管等	百分の二十
アーケード	百分の百

に改め、同表に次のように加える。

無線基地局	無線基地局		百分の五十
	駐車場	駐車場法第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場	百分の七十五
		その他の駐車場	百分の五十
	自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具		百分の五十
	無料で不特定多数に開放している公園、広場、運動場、駐車場及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具		百分の百
	花壇、掲示板、電光時計等で営利目的がなく、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件		百分の百

道路管理者の設ける標識若しくは街灯又は公安委員会の設ける標識若しくは信号機を無償で添加している電柱又は電話柱	百分の百
道路の上空に設置されている電線類を撤去し地中に設ける管類及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器	百分の八十九
電線類が上空に設置されていない道路において地中に設ける管路及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器	百分の八十九
電線共同溝、キャブ等に収容される電線類	百分の二十
電線共同溝、キャブ等と一体不可分な変圧器等の地上機器	百分の八十九
有線音楽放送及び有線テレビジョン放送線	百分の九十
地域振興等のために設けられる街頭における一時的な装飾	百分の百

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。